

岩手県告示第 811 号

次の病院は、救急病院等を定める省令（昭和 39 年厚生省令第 8 号）第 1 条に規定する救急病院である。

平成 18 年 7 月 28 日

岩手県知事 増 田 寛 也

病院の名称	所在地	救急病院として効力を有する期限
八角病院	盛岡市玉山区好摩字夏間木 70 番地 190	平成 21 年 7 月 17 日